

2020年6月15日

生徒・保護者各位

神戸女学院中学部・高等学部
部長 森谷典史

欠席の取り扱いについて

6月18日(木)から当面の間、新型コロナウイルス感染症に関する欠席についての取り扱いは以下のとおりとします。

ただし、登校ができるようになった後、欠席届と共に別紙の「証明書」または「新型コロナウイルス感染症に関する欠席報告書」を提出することを条件とします。

「新型コロナウイルス感染症に関する欠席報告書」は欠席届と同様、1日につき1枚提出してください。

*自身が罹患した場合

→「出席停止」として扱います。

インフルエンザ罹患時と同様、出席停止解除のための「証明書」(学校のホームページからダウンロード可)を提出してください。

*濃厚接触者となった場合

(「新型コロナウイルス感染症に関する欠席報告書」②に該当する場合)

→「出席停止」として扱います。

「新型コロナウイルス感染症に関する欠席報告書」に保護者が記入し、欠席後最初に登校した際、担任へ提出してください。

*健康状態管理表に該当する体調不良により欠席した場合

(「新型コロナウイルス感染症に関する欠席報告書」③に該当する場合)

→「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱います。ただし、記録上は「出席停止・忌引等の日数」に含まれます。

「新型コロナウイルス感染症に関する欠席報告書」に保護者が記入し、欠席後最初に登校した際、担任へ提出してください。

6月18日(木)以降は、新型コロナウイルス感染症への感染が不安で出席できない生徒については、通常の「欠席」とします。